

<ふれあいサロン開設の流れ>

①事前協議書の提出

- ・事前協議書は事業開始の1カ月前までに提出してください。
- ・委託料振込口座を用意してください。(決定してからです)
※シニアクラブ等の既存団体との会計は分けること。(既存団体の通帳とは別の通帳を用意してください。新たに通帳を作ることが難しい場合は、帳簿等により会計を分けてください。)
- ・シニアクラブ以外が運営主体となる場合は、運営する役員等の名簿を添付してください。

②契約の締結

- ・事前協議書を基に審査してから委託契約を結びます。

③準備・広報

- ・委託料の設備整備費を基に、ふれあいサロンに必要なものを準備してください。
- ・チラシ等で、地域のおおむね60歳以上の方に広報をします。

④ふれあいサロン開所

- ・利用者受付簿等を記入してください。

⑤実績報告・決算書の提出

- ・年度末に実績報告書、決算書を提出していただきます。

【担当課：いきいき高齢課高齢福祉係 電話20-3021】